

沖縄県における公営企業会計の適用に係る電話相談体制(令和6年度)

- 行政圏域ごとに1つのブロックを構成し、市町における公営企業会計の実務経験者を、そのブロックのアドバイザーとする。
ただし、圏域ごとの公営企業会計への移行状況を鑑み、北部圏域と中部圏域は合同で1つのブロック(中北部ブロック)とする。
- アドバイザーに質問が集中しないよう、Aグループ(自団体内にすでに公営企業会計に移行した公営企業(上下水道事業)がある)の市町村は、自団体内の経験者に質問することを原則とする。
- 沖縄県のアドバイザーは、原則として、各ブロックのアドバイザーからの質問に対応することとする。
- アドバイザーによる助言は、質問団体の事情に照らした一例であり、その適用や解釈は質問団体の責任の範囲で行う必要がある。

※対象市町村のうち、Aグループは、自団体内にすでに公営企業会計に移行した公営企業(上下水道事業)がある団体
※対象市町村のうち、Bグループは、自団体内に公営企業会計に移行した公営企業(上下水道事業)がない団体

